

協和木材株式会社

～ 素材生産の近代化に向けて ～

代表：佐川 広興



【素材生産の実態】

①自伐林業（自伐林家）

- ・山林所有者が自ら伐採搬出を行い、丸太を販売。

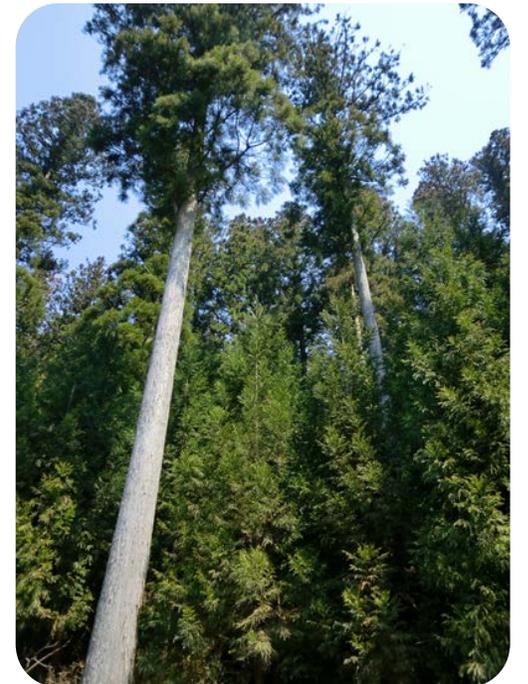


②伐採作業請負業

- ・山林所有者から、伐採作業のみを請負う。

③素材生産業

- ・山林所有者から、立木を購入し『丸太』にして販売。



【作業形態】

1 林業事業体、 労働者として雇用

短期・・・出来高制(現場単位)
長期・・・月給制、日給制

2 一人親方

3 家族経営、零細作業班 一人親方の共同請負

作業者の身分



【今後の課題】

- ① 労働者としての待遇改善
- ② 請負事業体の近代化



同時に進める必要性



【 取り組み 】

[サラリーマン作業者]

- ・ 月給化(給料増)
- ・ 休日の確保(週休 2 日)
- ・ 肉体的負担の軽減
- ・ 労働者の安全対策

[一人親方(零細作業班)]

- ・ 契約書の明文化
- ・ 発注者、請負業者間の対等な契約
- ・ 労働保険関係の明確化



- ・ 日曜日と雨の日は必ず休む
- ・ 作業の機械化
- ・ 作業者の技術力向上
→ 技能レベルと資格の制度化



参考資料

山林作業請負契約書

- 第 1 条 発注者（甲）、請負者（乙）は互いに協力し信義を守り誠実にこの契約を履行する。又、業務上知り得た秘密の漏洩その他甲の不利益になる行為をしない。
- 第 2 条 契約書及び作業発注書に基づき、乙は伐出を完了し、甲はその請負代金を支払う。
- 第 3 条 作業箇所については、別紙作業発注書のとおり
- 第 4 条 作業期間については、別紙作業発注書のとおり
- 第 5 条 請負代金については、別紙作業発注書のとおり
- 第 6 条 作業上必要な土地は甲が確保し、乙の使用に供する。
- 第 7 条 請負代金の支払いについて
1. 作業後、甲による検収入荷を確認した材積に対して月末締め翌月10日に支払う。
ただし、金融機関の利用上10日が休日の場合は翌営業日とする。
(振込口座: 銀行・信金・農協 支店 普・当 口座番号)
2. 前渡金については、乙の書面による申込みにより作業高の70%を限度として支払う。
- 第 8 条 乙は作業期間中、労働災害防止と第三者に対する損害防止のため必要な処置をする。
- 第 9 条 乙は作業にあたり、協栄会への加入及び林業一人親方労災保険に加入しなければならない。
- 第 10 条 甲の承諾を得なければ乙は作業を第三者に請け負わせてはならない。
- 第 11 条 乙は甲の承諾を得なければ作業期間中、他の業者等の伐採搬出に携わってはならない。
- 第 12 条 乙は伐採搬出した素材を甲に引渡すまで、管理の責任を負う。
- 第 13 条 甲からの支給品、貸与品等は十分注意して管理する。
- 第 14 条 造材は甲の指示により甲の仕様通り造材する。

- 第 15 条 作業現場では、山主はもちろん近隣住民からの苦情が発生しないよう十分注意して作業を行わなければならない。
- 第 16 条 甲または乙は、契約条項に違反した時は違約金を支払う。違約金は請負総額の10%以上30%以内の金額とする。また、天災その他不可抗力によって作業が完了できない場合は違約金は免除される。
- 第 17 条 甲または乙は、本契約に違反し、又は実施を怠って損害を与えた場合は、その賠償責任のあるものとする。
- 第 18 条 契約期間は、下記契約年月日から起算して、1年間とする。ただし、双方の申し出がない場合は、自動継続とする。
- 第 19 条 甲は、必要があるときは、本契約の有効期間中であっても、乙と協議のうえこの契約を解除することが出来る。

* 本契約の成立を証するため本書二通を作成して各自署捺印の上、各壹通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住 所
(甲)

〒
住 所
(乙)

氏 名

印

電話番号 ()